

# GAP を活用した強い農業づくりに向けた提言

特定非営利活動法人 日本 GAP 協会

本提言の要旨は次のとおりである。

(1) GAP (Good Agricultural Practice) の推進を単なる食の安全・安心運動で終わらせてはいけない。国家の農業戦略・食料安保戦略・食品安全戦略の一つとして組み込むことが必要であり、その有効性は十分に期待できるものである。GAPを「強い農業づくり」に活用するべきであると主張する。

(2) GAP 普及は世界の潮流である。GAP が登場した時代は、いわば農場管理の善し悪しが「見える化」する時代である。これは「食の安全に配慮した良い農場管理=GAP」が農産物の販売競争力にプラスに働く時代の到来を意味する。GAP は日本農業の強い部分を見えやすくする効果を持っており、日本の農業者にとって、国際的な競争力の点からも有利に働くはずである。

(3) 重要なのは GAP 普及のスピードであり、他国に先んじることが求められる。国内で既に普及が進んでいる民間主導の JGAP (ジェイギャップ) は、国際的にも評価の高い GAP として国内外で知名度が高く、既に 1,000 以上の JGAP 認証農場が登場しており、これを国として最大限に活用することが目標達成のために最も近道である。

(4) 世界に通用するレベルの GAP を日本の農業現場に速やかに普及させるためには、GAP 推進基本法の制定が望ましい。同時に、消費者の GAP 理解、および普及組織と民間組織の両方の最大活用が求められる。地域ごとに異なる GAP 基準では消費者理解は得られない。国内全ての GAP に対して農林水産省「GAP の共通基盤に関するガイドライン」の適用を強く指導すべきである。

## 目次

<u>はじめに</u> . . . . .	4
<u>提言1 「良い農場管理」が競争力になる時代</u> . . . . .	4
<u>提言2 GAP推進基本法 国全体でGAPを推進</u> . . . . .	6
<u>提言3 普及組織と民間組織の活用でGAPを普及</u> . . . . .	8
<u>提言4 食育とGAP</u> . . . . .	9
<u>提言5 GAPによる中山間地農業の多面的機能の再評価</u> . . . . .	10
<u>おわりに</u> . . . . .	11

## はじめに

21世紀に入り、世界の人口は着実に増加し続けている上に、新興国の食生活の変化や異常気象により、食料需給の不安定さは増している。このような情勢の中、国民が必要とする量の安全な食料を、合理的な価格で安定的に供給できる環境を整えることは国の責務である。食料自給率の問題や世界情勢を鑑みると、日本農業の競争力を高めることは喫緊の課題であり、その実現により得られる我が国全体の利益は計り知れない。今こそ、官民をあげた農業活性化の取り組みが求められると考える。

2010年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、フードチェーンを通じた食の安全確保のために、第一次生産の段階で導入が求められる手法として「GAP (Good Agricultural Practice ギャップ)」が位置付けられた。GAP推進に取り組んでいる当協会としても、国・政府がその普及方針を明確に示したことに賛同し、民間の立場から更なる貢献と協力をしたいと考えている。加えてGAPは、「強い日本農業づくり」の視点からも有効な手法・制度であると我々は考えており、そこに主眼を置いて今回の提言を行うものである。

## 提言1 「良い農場管理」が競争力になる時代

日本国民の食の安全・安心を求める傾向は高まっている。国産農産物は安全であるとの認識が消費者の中にあり、国産農産物を優先的に購入する購買行動があるのは日本農業にとって喜ぶべきことである。一方で、国産農産物をひとまとめに「安全である」と主張できる土台となる共通の管理技術は現在の日本の農業現場には無く、むしろ自己流の農場管理をもって各々の農業者が経営し

ているという実態がある。

我々は「イメージだけの安全・安心」から、「根拠のある安全・安心 = GAP」に日本農業を導いていくことが、世界と競い合う際の大きな一手になると確信している。GAP の普及は世界の潮流である。第一次生産の段階において農産物の安全を語る時、GAPこそがこれからの主戦場である。日本国民にこれからも選ばれ続ける国産農産物でありたい。その願いを実現していくためには、GAP を活用した国産農産物の安全・安心の再構築が必要である。

世界に通用するレベルの GAP 認証の制度を日本でいち早く普及できれば、安全な農産物を求める需要者の自由な購買行動の結果として、GAP 認証を持つ国産農産物が GAP 認証を持たない海外農産物より有利に展開できる市場環境ができるだろう。これは既に EU 市場で起きていることであり、夢物語ではない。現在、EU には GLOBALGAP という認証制度があるが、この認証を持たずに EU 市場に輸出することが困難になりつつある。その結果、GLOBALGAP 認証を持つ EU 内の農業者に有利な市場環境ができています。GLOBALGAP 認証は民間の基準・制度でありながら非関税障壁のように機能しつつあると、WTO / SPS 協定の会議においても話題となっている程である。食の安全を求める EU の消費者と小売業者のニーズに、EU 農業がしっかり対応することで自然とこうなったのである。

EU に限らず世界各国が GAP の制度づくりを始めた今、「強い日本農業づくり」に GAP を活かすために重要なのは GAP 普及のスピードである。他国より早く自国の実情に即した GAP の制度を普及させることが求められる。国内で既に普及が進んでいる JGAP（ジェイギャップ 日本 GAP 協会が運営）は、民間

主導で進められているものだが、国際的にも評価の高い GAP として国内外で知名度が高く、既に 1,000 以上の JGAP 認証農場がある。このような状況の中、国としては JGAP を最大限活用することが目標達成のために最も近道であると思慮される。

JGAP 認証において重要な役割を担う機関として、現在全国に 3 つの JGAP 審査認証機関がある。国が JGAP を活用・支援する方法の一案として、客観性・専門性が求められる審査認証機関の監査業務を（独）農林水産消費安全技術センターが担うことを一考願いたい。同センターは有機 JAS の審査認証機関を監査する業務を行っており、そのノウハウは JGAP の審査認証機関を監査する場合も同様に活用できる。日本産農産物の安全・安心を国内外の市場で強くアピールするために、有効な独立行政法人の関与の仕方であると考えている。

GAP が登場した時代は、いわば農場管理の善し悪しが「見える化」する時代である。これは「食の安全に配慮した良い農場管理 = GAP」が農産物の販売競争力にプラスに働く時代の到来を意味する。日本 GAP 協会のこれまでの活動で得られた経験、および JGAP 認証農場が 3 年間で 1,000 を超えたという事実を考慮すると、日本の農業者は世界に通用するレベルの GAP を必ず導入できると我々は確信している。かじ取りを誤らなければ、統一したルールのもとでの GAP の普及は、日本の農業者にとって国際的な競争力の点からも有利に働くはずなのである。政府の指導力を期待したい。

## 提言 2 GAP 推進基本法 国全体で GAP を推進

主業農家 37 万戸、認定農業者 24 万経営体、農業生産法人 1 万法人、および

意欲ある JA とその組合員が、世界に通用するレベルの GAP の主な普及対象である。これら農業主体の経営力の向上は、日本農業の国際的な競争力に直結する。つまり食料自給率の多寡にも大きな影響がある。そのために、国全体で GAP を推進していくための根拠法となる GAP 推進基本法（仮称）の制定を提案したい。

GAP 推進基本法において、GAP の普及の意義を定め、普及に向けた関係者の役割を明確に定めることで、国全体で GAP 普及を推進する体制を作りたい。「有機農業の推進に関する法律」および「持続農業法」等を参考に、GAP 普及に向けた国の責務、都道府県の責務、普及組織の責務、農業者の責務、需要者や消費者の責務、およびその推進体制を法律で明確にすべきであろう。

GAP 推進基本法を検討する中で、GAP に取り組む農業者への振興策も検討したい。GAP に取り組む農業者に対する事業資金の貸付や債務保証の面を優遇し、実行部隊として日本政策金融公庫の関与も有効であろう。GAP を導入した農業者や農協は食品事故を起こす可能性が低いことから、それらの事業者向け PL 保険（生産物賠償責任保険）料の割引補てんなども有効であると考ええる。既に民間の損保会社の中には JGAP 認証農場に対して PL 保険料の割引を実施しているところも出てきている。これらも GAP 導入のインセンティブになるものであり、GAP 推進基本法で進めたい普及のアイデアである。

GAP は食の安全にかかわるものであり、農業経営の規模の大小にかかわらず導入すべきことである。しかし小規模な農場では導入が難しい面もあるだろう。その解決策として、後述する農協の取り組み（GAP 団体導入手法）は一考に値するのでご覧頂きたい。これら農協の取り組みを含む GAP 導入にかかる負担を

軽減するための施策を、GAP 推進基本法の中で検討してもらいたい。

加えて、既に数十から数百あると言われる国内の全ての GAP に対して、農林水産省「GAP の共通基盤に関するガイドライン」の適用を強く指導すべきである。国産農産物の安全・安心を国内外に示すために農業者は GAP に取り組むべきであり、地域ごとに異なる GAP 基準に取り組んでいてはその達成が困難である。JGAP は上記のガイドラインに既に対応している GAP であり、自由に閲覧・利用可能であるので、みなさんに参考にしてもらえればと思う。

国の農業者大学校、都道府県の農業大学校、農業高校、大学農学部等の教育機関にて GAP を学ぶ機会を増やすことも提案したい。それぞれの所管が農林水産省と文部科学省と都道府県に分かれているが、GAP は農業関係者にとって不可欠な知識となりつつあり、農業関係の教育機関として横断的な取り組みを政府に求めたい。これも教育機関の責務として GAP 推進基本法で定めることで、円滑に進むのではないかと期待している。

### 提言 3 普及組織と民間組織の活用で GAP を普及

GAP を農業者に普及するためには、指導者の育成が不可欠である。GAP の指導者として最も適しているのは全国の都道府県の普及指導員であると我々は考えている。全国には約 7,500 名の普及指導員がいるが、そのうち日本 GAP 協会の研修を経て JGAP の指導者として活躍している普及指導員は 500 名を超えている（普及指導員全体の約 7%）。GAP は農場管理全般に関係しているため、農業の広範な知識を持つ普及指導員はその指導者として適格であり、また彼らは地元に着し、寝食忘れて農業現場の改善に貢献しようという意欲も強い。GAP



指導は、まさに普及指導員が中心になって担うべき仕事であると考え。前述の GAP 推進基本法において、普及指導員の基本的な職務の一つとして GAP の指導を新たに位置付けてはどうだろうか。

GAP 普及が先行した欧州の事例、および日本の GAP 普及の歴史を顧みると、民間が GAP 普及を先導した歴史である。上記で提案した普及組織に加え、農協組織や民間資材関係者等の民間組織も最大限活用しながら普及を図ることが GAP 普及のスピードアップに欠かせない。

GAP は農協・作物部会等の生産者団体の単位で導入を図ることで、生産側が得られる利点は大きくなる。例えば JGAP の団体導入手法では、JGAP の基準が求める農場管理の仕事を団体の中で役割分担して取り組むことを推奨している。これにより、各農家の農場管理の仕事は軽減され、農協等の団体組織のサポートの下で小規模・高齢者の農家も「GAP＝適切な農場管理」を実現することが容易になる。

農場管理という仕事を農協等の団体と農家で役割分担することで、組合員は助かるし、一体感のある団体運営で高い集荷率の実現にも貢献するだろう。その上 GAP は、商品品質のばらつきを減らすことにも貢献するし、産地に対する需要者の信頼感も増す。ちなみに GAP 普及で先行している欧州の GLOBALGAP では取り組みの 7 割が団体導入手法であり、JGAP でも既に 8 割が団体導入手法である。

農協組織や農業資材販売店が生産部会・生産団体をサポートしながら GAP に取り組む形（団体導入手法）は、日本の農業経営体の実態を考慮すると、最も現実的で効率的な GAP 導入の形である。これらの民間組織が GAP に取り組み

やすくなるよう、人材育成のための研修や組織づくりの負担を軽減することが効果的であり、国の支援が求められる分野である。

## 提言4 食育と GAP

GAP に書かれている内容は、食の安全や環境保全に取り組む農業現場の日々の仕事・努力そのものである。今年から日本 GAP 協会は消費者向けに GAP の説明を始めているが、GAP の基準を見た消費者はその内容の多さに一様に驚き、消費者が農業現場の努力を理解する良いきっかけになっていると感じている。言わば、食育の一つとして、日本の消費者に GAP の取り組みを知ってもらうことで、より身近に農業現場の食の安全を守る努力を感じてもらうことができ、様々な農業施策の国民理解の促進につながるものと考え。消費者が GAP を知るとは、GAP に取り組む農業者にとって何よりもの励みになる。

消費者に GAP を知ってもらうことは、リスクコミュニケーションの一つである。例えば、農薬や化学肥料に対する消費者の不安感を和らげることにも GAP は役立つだろう。国民の正しい食品安全の理解及び農業理解のために、食育の一つとして GAP を消費者に伝えることを国および関係機関に期待したい。学校給食を通じた教育も良いだろう。民間の事業者の集まりである日本 GAP 協会も、そのために出来る限りの協力をしたい。

## 提言5 GAP による中山間地農業の多面的機能の再評価

山地の多い日本では、中山間地域が国土面積の 65% を占めている。また、耕地面積の 43%、総農家数の 43%、農業産出額の 39%、農業集落数の 52% を占

めるなど、我が国農業の中で重要な位置を占めている。

中山間地の農業はその物理的な問題から生産性の更なる向上には困難が多く、今後ますます強まる国際的な競争の点からは不利な状態にある。一方で中山間地の農業による水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食・崩壊の防止、生物多様性の保護、美しい緑の景観の保全といった多面的機能や環境保全面への貢献は大きく、これを強く支援していくことが求められる。

既存の中山間地域等直接支払制度は、集落の補完性を活かした共同取組活動を重視し、中山間地域と平地との生産条件の格差の解消に力点が置かれて交付単価が決められている。これとは別に、上記の農業の多面的機能や環境保全面に直結する農業活動それ自体を支援する体制づくりが必要ではないかと考える。EUの共通農業政策の主要な柱であるデカップリングでは、農業経営体（個人・法人）による農業の多面的機能や環境保全面への取り組みを評価するGAPが作られており、このGAPの導入を条件とした直接支払・環境支払制度が実施されている。日本においても同様のGAPの活用方法が可能であるかどうか研究・調査を始めることを提案したい。

ここで言うGAPは公的セクターが推進する基礎的なGAPであり、農業の多面的機能・環境保全に重点を置いたものである。前述の食の安全を主目的とした民間主導のJGAPやGLOBALGAPとは別のGAPであることは留意願いたい。

## おわりに

GAPの活用は、日本農業の国際的な競争力を高める有望な策の一つである。その時に重要なのはGAP普及のスピード感であり、他国より先んじることが求

められる。国内で既に普及が進んでいる民間主導の JGAP を国として最大限に活用することが目標達成のために最も近道である。

本提言が国政の場における農業の議論に反映されることを求めたい。GAP の普及は、日本農業の再生に必ず貢献できると確信している。また、そのために日本 GAP 協会は最大限の努力を惜しまない。この提言をきっかけに GAP について国民的議論が始まることを期待し、国の指導力を強く要望したい。

特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本 GAP 協会

東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所 4 階

TEL: 03-5215-1112